

## 磐田市最低制限価格制度実施要領の運用について

磐田市最低制限価格制度実施要領第7条の規定に基づき、その具体的な取扱いを次のとおり定める。

### 1 第2条（対象となる工事等）関係

次の各号に掲げる工事等は、対象外とする。

(1) 特命随意契約により執行した工事等

### 2 第3条（最低制限価格）関係

(1) 電気通信設備工事、機械器具設置工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。

#### ①直接工事費とするもの

- ・直接工事費
- ・工場製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
- ・機器費（機器価格）

#### ②共通仮設費とするもの

- ・共通仮設費
- ・間接労務費
- ・設計技術費

#### ③現場管理費とするもの

- ・現場管理費
- ・工場管理費
- ・機器間接費（技術者間接費、機器管理費）
- ・据付間接費

#### ④一般管理費とするもの

- ・一般管理費

(2) 第1項第1号から第4号までを算定して得られた価格は、予定価格の設定に用いられた設計額の端数処理と同様の端数処理を行うものとする。

(3) 第2項による場合は、当該算定方法を採用した理由を書面で記載するものとする。

### 3 第4条（入札参加者への周知）関係

(1) 入札参加者への周知方法は、一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札においては入札執行通知において行うものとする。

附 則  
この運用は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成25年5月1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成31年5月1日から施行する。

附 則  
この運用は、令和5年5月1日から施行する。